令和8年10月6日

変 更 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長　野田　幸司
（　公　印　省　略　）

公告番号第127号(8．9．30)「駐屯地外通信線埋設工事」について仕様書を変更する。

問い合わせ先　：　群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊契約班　野田、長井
TEL　0279－54－2011(内線2345、2343)
FAX　0279－54－6960

仕様書番号	Ｒ８－４５
作成年月日	令和８年９月１７日
作成部隊名	相馬原駐屯地業務隊管理科

駐屯地外通信線埋設工事

工事名称	駐屯地外通信線埋設工事		
図面名称	表　紙		
縮　尺	－	図面番号	１／８

特記仕様書

1　工事件名

駐屯地外通信線埋設工事

2　工事場所

群馬県北群馬郡榛東村新井　地内

3　工事概要

通信ケーブル埋設　１式

引込柱の新設　　１箇所

4　工事内容

県道のバイパス整備に伴い、既設通信線の埋設工事を行うもの。

5　管路工事

(1)　通信線管路の敷設において、使用する材料については下記のもの又は同等品以上のものとする。

品　　名	規　格　・　型　式	数　量	備　考
差込接手　塗覆装鋼管	PS管　50A	３５　m	埋設
フレキシブルインナー繊維ダクト	FIFD　FIFD22-3セル×1本挿入　収容管径50φ	３５　m	
埋設標識シート	自衛隊仕様　W=150　桜印	３５　m	
粘着一層型ポリエチレン被覆鋼管引上キャップ	ASC管　50A	２　個	
異種管継手	SVソケット　50A　PS管・VP管継手	４　個	
立上管	ASC管　50A(3m)+TI型90°曲管	２　本	
埋設砂	0.28BH　タンバ	3.94　m^3	

※１　上記数量は参考数量とする。

※２　上記の他、施工において必要とする材料について請負者が用意するものとし、適正な処置を行うものとすること。

(2)　埋設区間については、東電電柱山子田３７号柱から、新設するバイパスを挟んだ対面の県所有地に新設する引込柱までとする。

(3)　埋設管路の埋設深については、Ｄ＝１，２００とする。

(4)　配管埋設箇所のうち、車道部については、バイパス工事施工業者が事前にＤ＝１，１００掘削するものとし、本工事における車道部の掘削及び埋戻しについてはＤ＝１００とする。バイパス工事施工業者による掘削時期については下記のとおりとする。

掘削時期：令和８年１１月

(5)　掘削作業において、周囲の埋設管を傷つけないよう十分注意をして作業すること。

(6)　配管埋設後、その直上かつ別途道路工事での路盤直下を基準として、埋設標識シートを敷設すること。

(7)　埋設管の敷設については、令和９年１月２９日（金）までに完了させること。

(8)　発生残土については、監督官の指示する場所に運搬、集積するものとする。

(9)　細部不明な点については、監督官と調整すること。

6　電気工事

(1)　当該区間の既設通信線を撤去する。撤去する通信線については下記のとおり又は同等品以上のものとする。

品　　名	規　格　・　型　式	数　　量	備　　考
光ファイバーケーブル	S×8/IF4TME	４１　m	山子田37号柱～山子田36号柱
		１８４m	広馬場２号柱～山子田37号柱

※　上記数量は参考数量とする。

(2)　広馬場２号柱から山子田３７号柱の間及び埋設管へ通信線を敷設するもの。使用する材料については下記のもの又は同等品以上のものとする。

品　　名	規　　格　・　型　　式	数　　量	備　　考
光ファイバーケーブル	S×8/IF4TME	４１　m	山子田37号柱～新設引込柱埋設管路及び電柱立上
		１８４m	広馬場2号柱～山子田36号柱架渉線
メッセンジャーワイヤー	亜鉛メッキ鋼より線　30m㎡　架渉	１８４m	
スパイラルハンガー	L型　SHRU-1500-60	１２２本	
自在バンド	4BD-HD　17　φ170～265	２　　個	
シンブル	1号 1号シンブル用巻付グリップ30㎜付	６　　個	
ストラップ金具	吊架金物	６　　個	
吊り線クランプ	吊架金物	１　　個	

※　上記数量は参考数量とする。

(3)　県所有地に引込柱を建柱する。引込柱についてはコンクリート柱、全長８，０００とし、電気設備技術基準に則り適正な建柱を行うものとする。細部建柱場所については監督官と調整すること。

(4)　埋設する通信線を山子田３７号柱及び新設引込柱で立ち上げるものとする。

(5)　山子田３６号柱にクロージャーを新設するものとする。

(5)　既設線との接続について、広馬場２号柱の既設クロージャー及び山子田３６号柱に新設するクロージャーにて直線接続するものとする。

(6)　通信線の敷設完了後、ロス試験及びパルス試験を行うものとする。なお測定は１対向とする。

7　その他

(1)　施行に際し、必ず現地確認を行うこと。

(2)　工事現場及びその周辺にある既存構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護をすること。
損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復すること。

(3)　施工に際し、道路使用許可申請等手続きを含むものとする。

(4)　本工事において必要となる、共架電柱所有者への届け出については、請負者が行うものとする。

(5)　工事完成後、検査官の検査を受け、提出書類の合格をもって工事完了とする。

(6)　本工事における施工保証は、竣工検査合格後１年間とする。

共通仕様書

1　総　則

(1)　本特記仕様書は、陸上自衛隊相馬原駐屯地における諸工事について、共通的な必要事項を規定する。

(2)　本工事の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、特記仕様書、共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書、防衛省整備計画局制定の土木工事共通仕様書・防衛施設共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び、関係法令、並びに官側の指示による。

2　適用範囲

本特記仕様書は、該当工事に関連する事項のみ適用する。

3　軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額のの増減又は工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け請負者の責任において実施すること。

4　工事材料

(1)　工事材料はすべて新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とすること。

(2)　材料は官側の検査を受け、合格したものを使用すること。

(3)　材料は日本工業規格（ＪＩＳ）等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受けること。

(4)　材料置場等は、官側の指示した場所とする。

5　施工の検査

工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

6　工事立会

(1)　工事完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工すること。

(2)　仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得ること。

7　水道、電気料の使用

工事に必要とする電気、水は、請負者側が負担すること。

8　諸法規等の厳守

請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び、関係各法規並びに当該工事に関する諸法規、官側の規定を厳守し、工事の円滑な進捗を図る。

9　後片付け

工事終了に際しては、工事現場の後片付け及び清掃を実施すること。

工事名称	駐屯地外通信線埋設工事		
図面名称	共通仕様書（１）		
縮　尺	－	図面番号	４／８

10　発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストＥ票の写しを監督官に提出すること。

11　竣工検査

請負者は、本仕様書の工事を完成した場合は、速やかに官側の完成検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

12　工事現場の管理

(1)　工事現場への工事人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事事故防止については、受注者の責任でこれを管理すること。

(2)　工事現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。

(3)　工事現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

13　安全管理

(1)　工事人は、安全管理に万全を期する。

(2)　工事場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。

(3)　現場代理人は、常駐とする。

14　工程表及び施工計画書

請負者は、請負契約成立後、工事工程表及び施工計画書を早期に官側に提出し、工事の手順及び施工計画について承認を受けた後でなければ、着工してはならない。

15　提出書類

請負者は、契約後、速やかに官側の指示する書類を提出すること。

16　工事写真

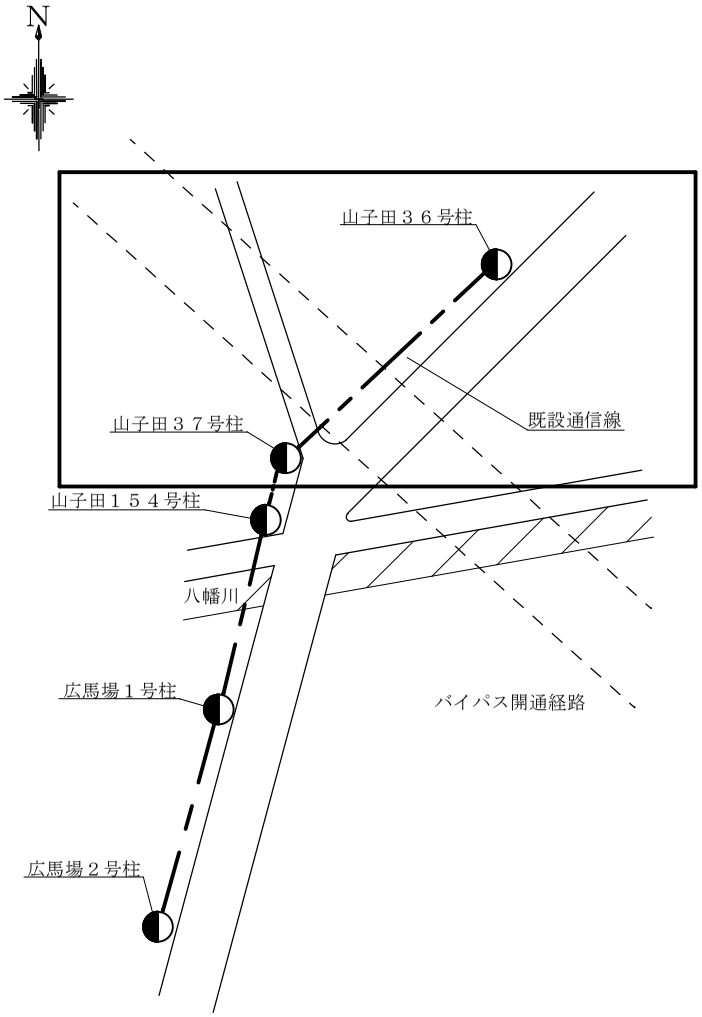
請負者は、官側の指示に従い、工事材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真を工程表順に工事写真帳に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格がわかるように撮影すること。

17　疑　義

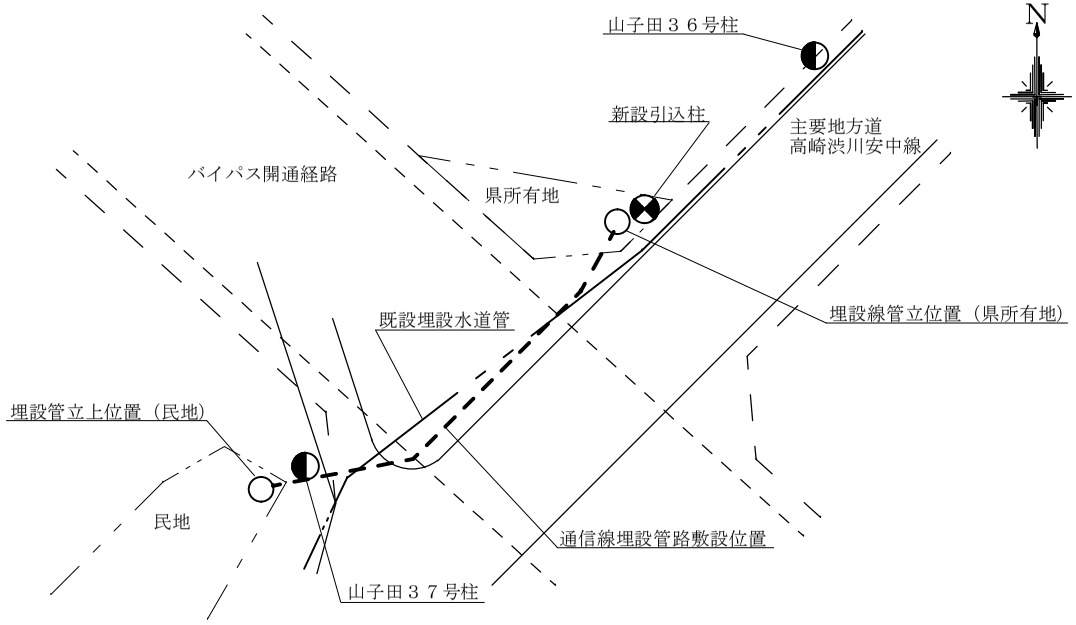
仕様書に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。



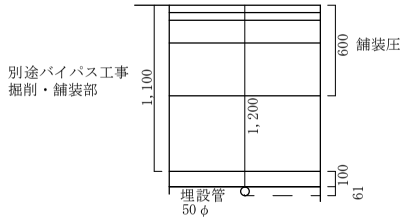
件　　名	駐屯地外通信線埋設工事	図面番号	6／8
種　　別	案内図	縮　　尺	－
作成部隊	陸上自衛隊　相馬原駐屯地業務隊管理科		



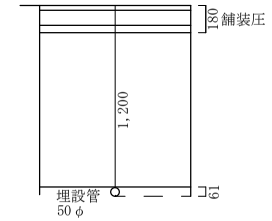
榛東村新井地内施工場所近辺　電柱配置図　S=1/Non



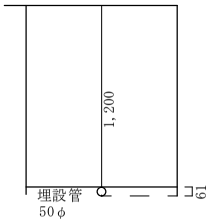
通信線埋設等参考図　S=1/Non



埋設管敷設断面図（車道部）



埋設管敷設断面図（歩道部）

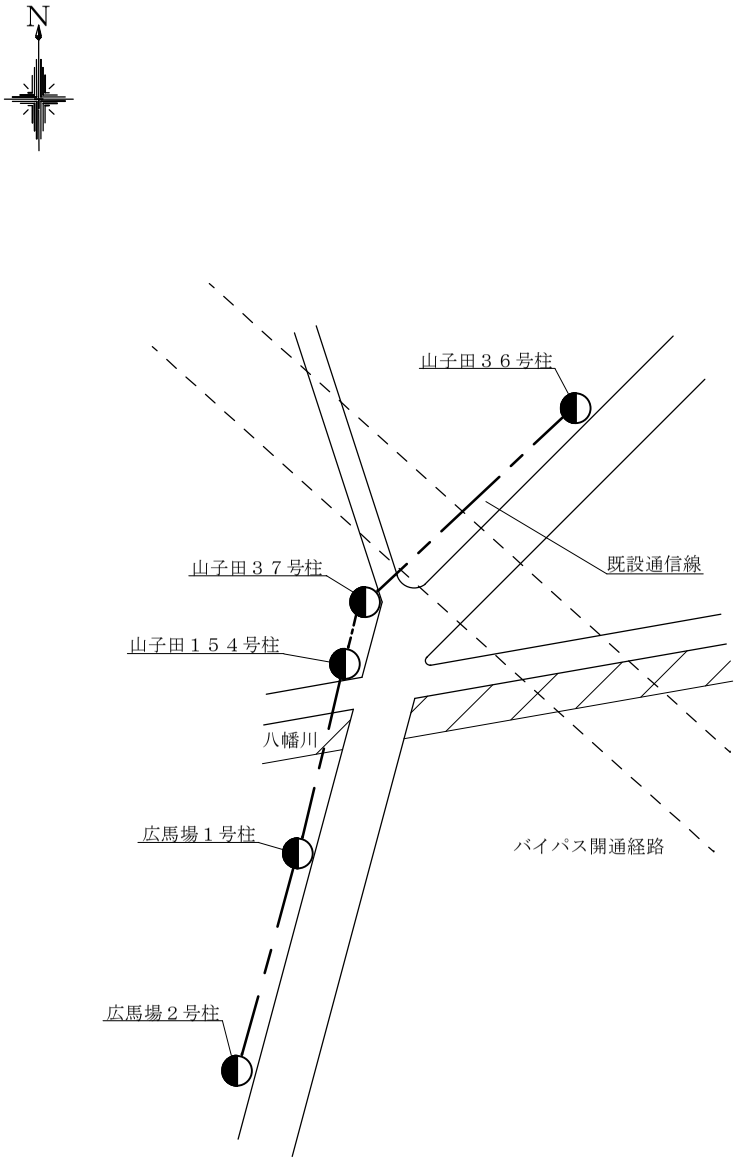


埋設管敷設断面図（民地・県所有地）

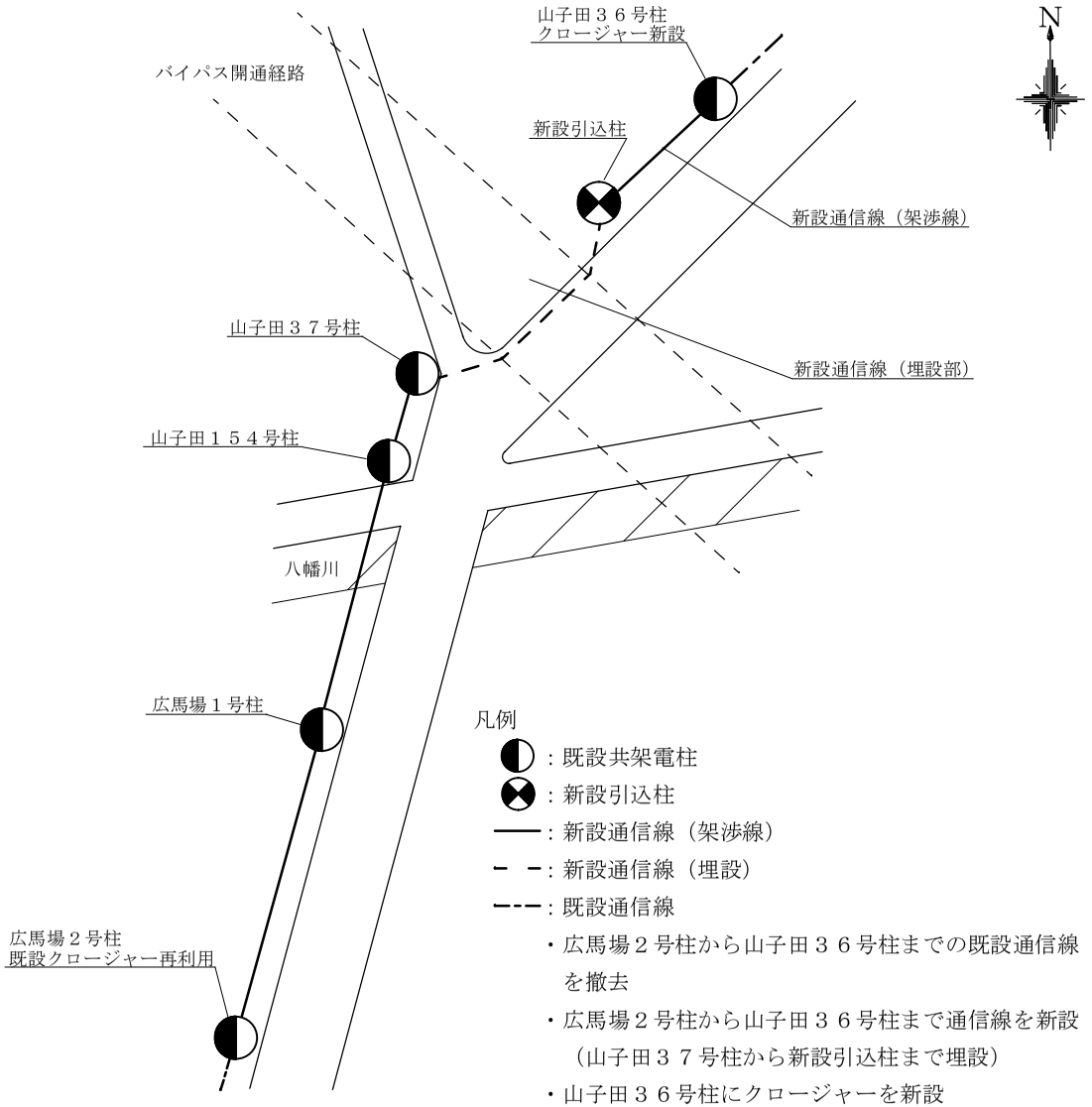
凡例
- ◐ ：既設共架電柱
- ⊗ ：新設引込柱
- ○ ：埋設管立上場所
- ▬ ▬ ：通信線埋設管路敷設位置
- ┈┈ ：既設埋設水道管

・県所有地に新設引込柱を建柱
　新設引込柱：全長8,000、電気設備技術基準に則り建柱
・山子田３７号柱近くの民地から、新設引込柱近くの県所有地まで埋設管路を敷設
　埋設深：D=1,200
・別途バイパス工事により、新設バイパスの車道部を、事前にD=1,100 掘削し、本埋設工事完了後に舗装工事を実施
　本埋設工事による掘削及び埋戻深
　車道部　　：D=100＋配管外径及び敷均し砂厚
　歩道部　　：D=1,200＋配管外径及び敷均し砂厚
　民地及び県所有地：D=1,200＋配管外径及び敷均し砂厚
・埋設管直上から別途道路工事路盤直下を基準として埋設表示シートを敷設

件　名	駐屯地外通信線埋設工事	図面番号	7／8
種　別	配置図・参考図	縮　尺	－
作成部隊	陸上自衛隊　相馬原駐屯地業務隊管理科		



榛東村新井地内施工場所近辺　電柱配置図　S=1/Non



通信線撤去新設参考図　S＝1/Non

件　　名	駐屯地外通信線埋設工事	図面番号	８／８
種　　別	配置図・参考図	縮　　尺	－
作成部隊	陸上自衛隊　相馬原駐屯地業務隊管理科		